

## 老人保健施設きなん苑事務決裁規程

(平成10年6月30日規程第2号)

改正 平成14年6月18日規程第6号

令和2年10月8日規程第19号

### (目的)

第1条 この規程は、老人保健施設きなん苑の執務の円滑な執行を期するとともに、責任の範囲を明らかにするため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (専決事項)

第2条 施設長及び事務部長の専決できる事項は、別表のとおりとする。ただし、専決事項であっても、重要又は異例と認められる次の各号に掲げるものについては、紀南病院長（以下「院長」という。）を経て紀南病院組合管理者（以下「管理者」という。）の決裁を受けなければならない。

- (1) きなん苑事業計画の策定及び運営に関するもの
- (2) 組合議会に関するもの
- (3) 異例又は疑義があると認められるもの
- (4) 先例又は例規となると認められるもの
- (5) 紛議論争のあるもの又は将来その原因となると認められるもの
- (6) その他特に重要であると認められるもの

2 事前に決裁を受けなくても、院長及び管理者に報告する必要があると認めるときは、事後に報告しなければならない。

### (代決)

第3条 施設長に事故があるときは、副施設長がその事務を代決する。

### (代決後の手続)

第4条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁権者に報告し、又は閲覧に供しなければならない。ただし、決裁権者があらかじめ指定した事項については、この限りでない。

### 附則

この規程は、平成10年7月1日から施行する。

附則（平成14年6月18日規程第6号）  
この規程は、公布の日から施行する。

附則（令和2年10月8日規程第19号）  
この規程は、告示の日から施行する。